主

本件上告を棄却する。

理由

弁護人奥津周の上告趣意のうち,判例違反をいう点は,所論引用の札幌高等裁判所の判決は,当裁判所の決定(平成19年(あ)第619号同21年10月21日第一小法廷決定・刑集63巻8号1070頁)によりその罪数判断が否定されているから,刑訴法405条3号にいう判例に当たらず,その余は,単なる法令違反の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条,386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 田原睦夫 裁判官 近藤崇晴)